

門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について（報告）

門司港地域複合公共施設整備事業にかかる説明の進め方、及び複合公共施設整備予定地での旧門司駅舎跡関連遺構の記録保存のための追加の発掘調査、これら事項を踏まえた門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について報告するもの。

【令和6年2月議会】

- 令和5年度補正予算案として、発掘された旧門司駅舎跡関連遺構の一部移築費用を提出した
⇒ 遺構の一部移築費用の予算案を除いた原案が修正可決された

【修正案の提案理由（抜粋）】

重要な遺構であるとの指摘が相次いでいる現状を鑑み、①市民や議会への説明責任を果たしたうえで、②発掘調査を行っていない部分のうち重要な箇所で遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、③速やかに、複合公共施設の計画を進めるべきと考えられる。

① 市民や議会への説明について

- 市民については、4月より門司区自治総連合会を皮切りに、各校区自治連合会や施設利用団体等に対して、門司港地域複合公共施設整備事業の概要、当該敷地で発掘された旧門司駅舎跡関連遺構の内容、今後の市の対応方針について説明。
- 議会については、適切に委員会等で報告を行う。

※市民説明資料・・・別紙参照

② 遺構の追加発掘調査及び記録保存について

【追加発掘調査の範囲と調査方法、その考え方】

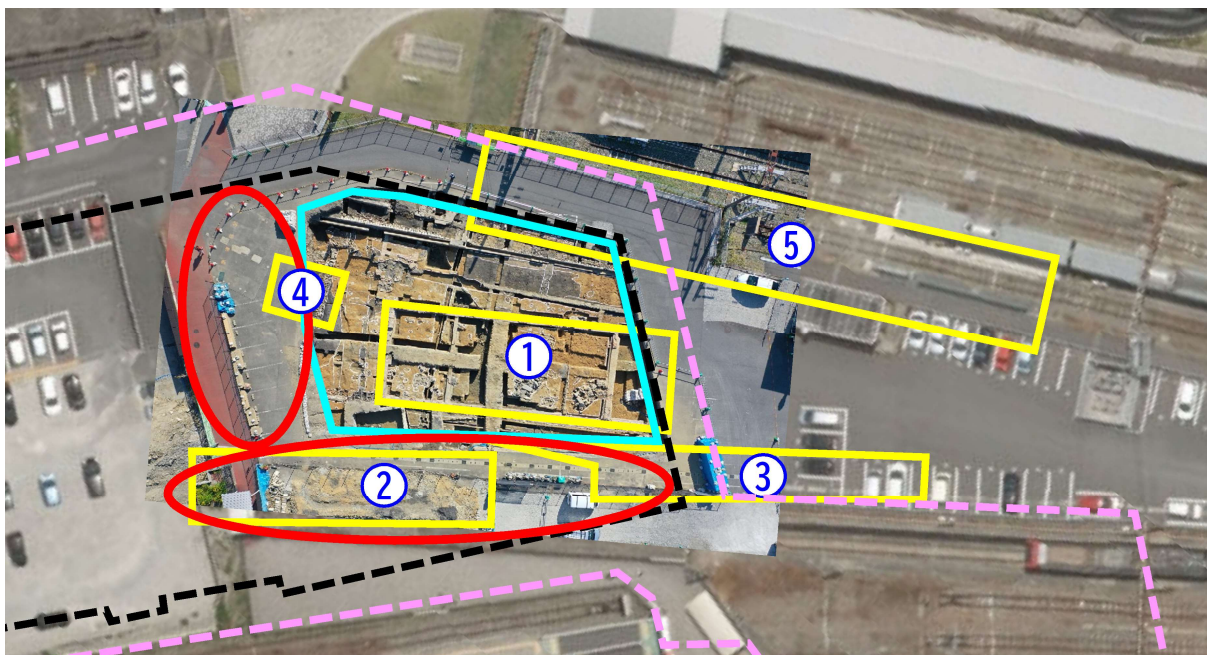
○市の担当部局において、既発掘調査で出土している遺構の位置と、明治時代の門司駅構内図に示されている駅舎関連建造物の位置を重ねたうえで、遺構の存在が確認される可能性のある範囲について試掘を行う。

○試掘した結果、遺構の存在が確認された場合には、市の担当部局が調査範囲を定め、県に通知したうえで、記録保存のための追加の発掘調査を実施する。その結果を記録保存する。

【調査費について】

○試掘調査費：令和5年度繰越予算を活用予定

○発掘調査費：試掘を行い、調査範囲が確定したら令和6年度補正予算で対応予定



【旧門司駅舎跡関連遺構の調査】

○ 試掘を行う想定範囲

□ 既発掘調査範囲

【その他凡例】

----- 市有地範囲（敷地境界）

----- 複合公共施設棟 建築施工範囲

【既往文献による建物想定位置】

- ① 機関車庫
- ② 荷おろし場
- ③ 貨物ホーム
- ④ 門司駅舎拡張建物
- ⑤ 客車庫

（図）旧門司駅舎跡関連遺構の追加調査範囲の考え方

③ 「速やかに」進めることについて（今後の進め方）

令和6年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会で以下の事項について報告 ①市民説明の進め方 ②追加発掘調査の範囲と調査方法、その考え方 ③事業の今後の進め方
令和6年4月19日～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会を開催
令和6年4月末頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加発掘調査範囲を確定するための試掘作業に着手
令和6年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会で以下の事項について報告 ①追加発掘調査範囲及び費用の確定 ②市民説明会の状況について ③複合公共施設整備について
令和6年6月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加発掘調査等の補正予算案を提出
令和6年7月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加発掘調査に着手 ⇒記録保存のための追加発掘調査が終了した後、 可能な限り速やかに事業に着工

○門司港地域複合公共施設整備予定地での発掘調査等これまでの経緯

R5年3月	J R九州より土地の引き渡しを受け、試掘調査を実施 ⇒ <u>旧門司駅舎跡関連遺構の一部が確認され、発掘調査が必要と判断</u>
R5年5月	埋蔵文化財包蔵地の届出（北九州市⇒福岡県） ⇒ <u>埋蔵文化財包蔵地に指定</u>
R5年6月議会	埋蔵文化財発掘調査費用を R5 年度当初予算に計上
R5年9月 ～R5年11月	埋蔵文化財発掘調査を実施 ⇒ <u>旧門司駅舎関連遺構が出土</u> ※一般向け現地説明会を開催
R5年10月 ～R6年1月	<u>遺構の取扱いと施設整備の在り方について様々な視点から検討</u> ・建設用地：市民アンケートや敷地の規模・形状、利便性、まちづくりといった視点からの市民との意見交換を重ね、決定したものであり、他に建設予定地を見出すことは困難 ・設計変更：遺構と建物の基礎部分の位置関係から考えると、仮に現地に一部遺構を残す場合、抜本的な設計の見直しが不可避 となることから、遺構を現地保存することは困難 ⇒開発（複合公共施設整備）と保存（鉄道遺構）の共存の可能性を検討
R6年1月25日	<u>「遺構の一部移築方針」を公表</u> ⇒遺構を記録保存するとともに、土木技術が伺える一部を移築保存することと判断し、令和6年2月議会において、遺構の一部移築費用を令和5年度補正予算案として提出することを公表
R6年2月議会	<u>「遺構の一部移築費用」を R5 年度補正予算案として提出</u> ⇒ <u>一部移築費用の予算案を除いた原案が修正可決された</u> 【修正案の提案理由（抜粋）】 重要な遺構であるとの指摘が相次いでいる現状を鑑み、市民や議会への説明責任を果たしたうえで、発掘調査を行っていない部分のうち重要な箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、速やかに、複合公共施設の計画を進めるべきと考えられる。